

環境影響評価準備書に係る三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要
(都市計画道路 鈴鹿亀山道路)

日時：令和2年2月25日(火) 14:00～16:30

場所：JA 三重健保会館 3階大研修室

委員：現地調査で確認された生物種の一覧について、外来種であるのに外来種のマークがついていない生物はどういう整理なのでしょう。例えば鳥でいいますと、一番上のコジユケイ、6つ目のカワラバトも外来種ですね。

都市計画決定権者：ここで丸をつけていますのは、準備書にも書いてありますが、基本的には外来生物法と環境省が出されている外来種リストに該当するもののみを載せております。要は、危険性のより高いもの、影響のより大きいものに丸がついている状況です。そういう意味では、全ての種に丸がついているということにはなっていないです。凡例の説明が不足していますが、準備書の中身と合わせてあります。

委員：そういうことですね。わかりました。

前回の小委員会での指摘事項への見解も見ながら申しますと、アツブタガイの移植について、このような小さい貝、大きいものでもそうですが、貝はものすごく移動能力が小さい生き物で、同じ種類の中でも遺伝的な分化が結構進みやすいものです。そうしますと、そういうものを少し離れた同種の生物がすんでいる場所に移植してしまうと、遺伝的な分化が自然状態にあったものがなくなってしまうことにもつながるわけですね。そこに十分留意していただきたいと思います。すごく難しいことだと思います。アツブタガイなりウメムラシタラガイが棲んでいない場所に移植すると、棲んでいない理由が何かあると思うのでなかなかうまくいかない。棲んでいる場所に移植すればどうかというと、今言ったように遺伝的な分化が攪乱されてしまって非常に難しい部分がある。遺伝的にどれくらい分化しているのかよくわからないとすれば、なるべく近いところで移植するにとどめるということになるかと思うのですが、僕もここでこれが正解ですとはとても言えないので、集団遺伝学や保全生物学の専門家等ともよく相談していただきたいと思います。

それから、前回の小委員会での指摘事項への見解の4番、水質、地下水、生態系の項

への見解ですが、道路は高架または盛土構造だから地下水への影響は小さいという判断について、例えば大きな矢板を打ち込むと前回伺った気がしたのですが、そういうときに、地下水にそれなりに影響があるように思うのです。それについて、どうでしょうか。

都市計画決定権者：1点目のアツブタガイやウメムラシタラガイの話は、おっしゃるとおり専門家の意見を聞いて、移植地はどこがいいのか、なかなか難しい部分もあるので近い場所に移植していくような手法を考えていきたいと思っています。

先ほどの地下水の話について、盛土構造が基本ということで大きな矢板を打つのはごくわずかな部分であると認識しています。大規模な地下構造物をつくる計画ではないので、そういうところからも地下水への影響は少ないものと考えています。例えば矢板を長い区間にわたって打って遮断してしまうと、そこで地下水への影響というのは確かに生じるとは思いますが、そのようなものではないという認識ですので、現時点では影響は小さいと考えています。

委員：影響が小さくなるように、ぜひ配慮していただきたいと思います。

オオタカやサシバのことについて、それにとどまらないですが、営巣場所の近くは大切です、やはり採餌する場所等もある程度の広さが残っていなければいけません。そうしたことも踏まえ、開発した場所をできる限り元の植生にするとか、必ずしも森にすればいいということでもないですし、現在の割合にできるだけ近い方がいいのかと思いますけれど、オオタカやハイタカですとそれでも森林がある程度必要だと思いますし、ノスリやサシバだとむしろ草地の方が大切ということもございますので、そこも十分配慮して保全に努めていただきたいと思います。

委員：騒音関係の御回答、承知いたしました。これで結構かとは思いますが、いろいろな工事車両の通過や、工事の進み具合によって住民からの意見や苦情というものは、その都度出てくる可能性が大いにあると思いますので、都度適切に御対応いただければと思います。

委員：準備書の 11.1-67 の図 11.1-16 について、官民境界からの距離が 150m までとなっている理由を教えてください。

都市計画決定権者：一般的に、環境影響評価の範囲がざっと敷地境界 100～150m の範囲内でおさまってくるもので、そこまで予測しておけば、問題ないだろうという範囲という

ことで、150mの範囲内で予測させていただいているところです。

委員：150mの範囲内には民家もあると思うのですが、それを超えるとあまり影響がないということですか。

都市計画決定権者：距離が離れるにつれて騒音が小さくなっていきますので、さらに小さくなります。一般的に、一番近い場所の騒音が大きいと考えられますので、ほばないだろうと考えています。

委員：工事時よりも供用時の方が二酸化窒素等の濃度は高くなると思うのですが、供用時の予測はどうなっているのでしょうか。

都市計画決定権者：供用時の予測もしておりまして、問題ないということを確認させていただいております。

委員：大気質について、事業の実施に際しては環境保全措置を徹底していただくということで、結構な回答だと思っております。

前回の小委員会での指摘事項への見解の9番、日照障害、景観に関する意見に対しての見解について、遮音壁を設置する区間では道路面よりも背後地家屋のほうが高い位置にあるため、日照障害は発生しない。これはそのとおりだと思うのですが、これは壁の上端が家屋よりも低い位置にあるということですか。そうなると、防音効果が相当落ちるのではないかと疑問を持ちました。いかがでしょうか。

都市計画決定権者：壁の位置につきましては、1階においては間違いなく壁の位置の方が高くなって遮音効果がある形になっております。そういったところから問題はないと考えております。

委員：音の広がりには真っすぐダイレクトな、横の広がりはなくして上にしていればそれでいいということですか。

都市計画決定権者：減衰効果があります。

委員：わかりました。

委員：鈴鹿市長から指摘のありました水道水源の位置というのは、鈴鹿川のどのあたりから取水しているのか地図で教えていただけませんか。p3-3の地図のどのあたりですか。これは、住民としてもかなり気になると思います。

都市計画決定権者：細かい位置は少し外れているのですが、ざっくりこのあたりです。

委員：まだその見解は出ていないですけど、住民の方も気にされると思いますので、考慮していただくよう、よろしく申し上げます。

都市計画決定権者：考慮させていただきます。